

## 補助制度の拡充 他自治体の一例について

### 1 情報収集方法

インターネットにより次の項目に重点をおいて他自治体の補助金制度を検索。

- (1) プレゼンテーション審査のないもの
- (2) 本市補助金にない特徴を持つもの

### 2 事例

#### (1) 御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金 はじめの一步事業

「補助対象経費と認められる額の10分の10の額とし、限度額は10万円」

○特徴：これから市と協働で活動を始めようとする市民活動団体で、かつ活動の継続を前提として計画されている市民協働事業が対象であり、行政との協働の入り口となるような補助制度となっている。

#### (2) 上野原市市民活動支援事業

「補助対象経費と認められる額に10分の8を乗じて得た額。限度額は10～20万円」

同一団体で同一事業については、同一年度1回、計3回までで、申請回数によって上限額が異なる。(1回目：20万円、2回目：15万円、3回目：10万円)

○特徴：補助率80%と自己資金を一定求める制度となっており、3回まで申請ができるものの、自走に向け、補助金額が少なくなる仕組みとなっている。

#### (3) 久喜市市民活動推進補助金

初期的補助：補助対象経費と認められる額の10分の10の額とし、限度額は10万円

発展的補助：同一団体で、同一年度1回、計5回まで。申請回数によって補助率変動

「①10分の10、②10分の9、③10分の8、④10分の7、⑤10分の5 限度額は100万円」。補助対象経費が50万円以下の応募事業については、委員会が、審査基準に基づき、応募書類を総合的に審査。

○特徴：発展的補助については、5回まで申請が可能であるが回数を重ねるごとに補助率が下がり、自走に向け自己資金が必要な仕組みとなっている。

※なお、詳細な制度内容（募集要項・要綱等）については、今後、各自治体への確認や追加調査を行う予定です。